

1 小山市の学校教育をめぐる現状

■ (1) 小山市の地域的特徴

栃木県の南部に位置する小山市は、市の中央を南北に流れる思川によって東西に二分され、西は沖積層の低地、東は洪積層の台地になっています。また、その思川と平行に東北自動車道や国道4号・新4号など主要な道路が走り、加えて、東北新幹線を利用することによりJR小山駅から東京駅まで40分程度で着くことができるほか、JR水戸線・両毛線があることにより茨城県・群馬県へのアクセスもしやすいなど、交通の要衝として栄えています。

小山市の産業は、昭和40年代以降は、東京から60キロという好立地条件を生かした工業団地の造成が進んでいるほか、思川・鬼怒川の水源を生かした豊かな農業・酪農が展開されており、県内有数の農業出荷額を誇っています。

また豊かな自然と密接した歴史や伝統芸能が今も息づいており、市では、これらの豊かな自然環境と人々の高い技術によって生み出される産品をブランド化し、全国に発信していく取組を行っています。平成14年度から、7分野に亘って『小山ブランド』の創生運動に着手しました。県下の生産量を誇り、かつ高品質の「おやま和牛」や、国の重要無形文化財である「本場結城紬」などはその代表例であるといえましょう。その他にも、日本一の生産量を誇るハト麦、ビール麦を生かした商品など、平成25年11月現在で91品目のブランド品があり、小山の魅力を凝縮させているといえます。

昭和20年代後半、小山町をはじめとする周辺の10の小さな町村で合併について話し合われるようになりました。昭和29年に小山町と桑絹町が合併し小山市となったのを皮切りに、昭和38年に間々田町、美田村が合併し、さらに昭和40年に桑絹町との合併を経て、現在の小山市が誕生しました。小山市は大まかに、市街化地区（小山）、半農半市街化地区（大谷・間々田・桑）、農村地区（寒川・生井・中・穂積・豊田・絹）に分けられますが、地域区分は、合併以前の旧町村で区分されており、それぞれ独自の特徴があります。

魅力的な立地、豊かな自然と文化、歴史など好条件が整った小山の現在の人口は、人口160,534人、65,953世帯（H25.12.1現在）で、栃木県内で第二位の人口規模を誇っており、人口や世帯数は増加傾向にあります。また、高齢化に対しても充実した政策を実施しており、日本経済新聞社産業地域研究所が平成25年に全国789市と東京23区を対象に初めて実施した「全国市区高齢化対応度調査」では、見事全国総合1位の評価を得ています。

■ (2) 生涯学習・社会教育の現状における子どもとの関わり

小山市の生涯学習は、公民館や生涯学習センター、その他生涯学習支援施設を中心とした各種の市民活動が活発的で、行政もそれを積極的に支援しているところに特徴があります。特に公民館は、市内各地 10 箇所（中央・大谷・間々田・寒川・生井・豊田・中・穂積・桑・絹）にあり、それぞれの館に職員を配置して、地域性のある講座や講習会を開催しています。その予算は、各館独自のものとなっているので、地域ごとに、利用する市民と共に生涯学習を盛り上げる体制が作り上げられています。講座、サークルの発表の場として公民館まつりがあり、多数の来場者が集い、交流の場となっています。最近では、生涯学習を通じた仲間作りや健康作りが推進され、活気あふれる高齢者が増えていることも特徴的です。

また、小山市には白鷗大学、関東職業能力開発大学校、小山工業高等専門学校といった高等教育施設がある強みを生かし、教養講座やまちづくりなどでの連携を行っています。その顕著な例が、天使の歌声とも呼ばれるハンドベルによるまちおこしです。白鷗大・小山高専のハンドベル部と市民のハンドベルサークルが一体となって様々な活動や演奏会などを行っています。さらに、平成 21 年度には、「間々田市民交流センター」や「車屋美術館」をオープンし、「第 1 回思川ざくらマラソン」を開催するなど、文化・スポーツ共に市民の生涯学習の機会を推進しています。

図書館について見てみると、市内の図書館では、所蔵図書が約 49 万 9 千冊、ビデオ・CD・DVD といった視聴覚資料は約 1 万 4 千点と多数の資料を揃えています。資料の貸し出し状況はというと、平成 24 年度の年間を通して、一般図書が約 38 万 8 千冊、児童図書が約 23 万 3 千冊など、非常に多くの貸し出しがあることがわかります。小山市民が、市立図書館を積極的に活用し、また図書館が地域の知の拠点の一つとなっていることの証拠でもあるといえるでしょう。また図書館では、農業や就労・起業を支援するコーナーを設けたり、「小山ブランド」商品を展示し、小山の魅力を伝えるコーナーを設けるといった、様々なメディアを効果的に組み合わせながら地域を学び、地域での活躍を支援する仕組みを整えています。

市立博物館と学校との連携を見てみると、歴史学習、昆虫学習、郷土学習、天文学習といった様々な分野で連携事業を実施しています。小学生が市のバスを利用して博物館を訪れたり、博物館職員が小学校を訪問して出前授業を行うなど、非常に充実した活動を行っています。平成 24 年度のそれぞれの学習への参加者は、歴史学習 1,770 名、昆虫学習 1,678 名、郷土学習 1,716 名、天文学習 3,453 名となっており、この数字からも連携状況が良好であることが理解できます。

子どもたちは、大人の学ぶ姿を間近に見ており、豊かな学習環境に中で育っていると言えます。

■ (3) 小山市における学校と地域との関係

小山市には、現在小学校 27 校、中学校 11 校、高等学校 5 校、高等専門学校、大学等が設置されており、子どもたちの学習環境は、大変充実していると言えます。

地域の特徴としては、市街化地区、半農半市街化地区、農村地区と住み分けられ、自治会も大世帯（数百世帯）から、小さな自治会（数十世帯）と各々に特色が出ています。このような中、学校を取り巻く地域との関係は極めて密で、地域が学校を支える「おらが学校」の意識は、他市町に劣らず、農村部、市街地に関わらず、住民一人一人の心に根付いています。

小山市における学校と地域の連携の歴史は古く、戦後の青空公民館の時代より市内 10 館の公民館を拠点に、青年団が主に中心となり、地域の夏祭り（盆踊り）会場、地区の体育祭会場として、市内 11 の中学校区で、盛大に開催されてきました。現在でも各自治会で小学校や中学校の校庭をゲートボール会場やソフトボールの練習会場として、また体育館の一般住民への夜間開放は年間を通して盛んに行われています。

全市民（市内の小学生、一般市民）また、県内他市町、県外の人巻き込んだ「おやま思川ざくらマラソン大会」の実施は、毎回 3,000 人を超える一大イベントになっています。まさに、地域と学校の連携なくして実現できない市の名物風景にもなっています。

小学校における市の特色ある事例としては、市内 6 校（間々田東小・寒川小・穂積小・中小・梁小・延島小）で行っている「田んぼの学校」があります。地域の人に苗作り、代かき等の準備をしてもらい、子どもたちが泥んこになって田植えをします。地域の人に田んぼの草取りや水の管理をしていただき、秋の稲刈りでは、子どもたちが一株ずつ手で刈り取りします。秋の収穫祭は学校の体育館で地域の人を招待して盛大に行っています。

他の特色ある事例としては、「ほたる飛び交う中地区を目指す運動の会」と学校が連携した事例があります。冬の間には家庭の水槽で育てたヤゴを学校のビオトープに放し、初夏の夜のひととき、地域の人とホタルの飛び交う瞬間の感動を分け合います。これも地域と学校の連携の成果の一コマです。

中学校と地域の連携は、市内の中学校で中学 2 年生が行う、職場体験活動があります。これは、各中学校の 2 年生が、数名のグループに分かれ、それぞれが体験したい職種の事業所に 2 日間の体験依頼をし、行われている事業です。もちろん、実施の際には、各々の学校の学年 P T A の人たちが生徒の安全確保のため、学校と協力してセーフティネットを張ります。この活動は「未来を担う子どもたちのために」という一点で、地域の皆様のご好意の上に成り立つ連携事例です。

小・中連携事例としては、中1ギャップの解消を目指した小学校6年生の中学校への一日体験があります。これは夏休みを利用して行われます。小学校6年生が朝中学校の始まる時間までに登校し、午前中は模擬授業（事前に受けたい授業を2コマ選択）を受け、生徒会役員のガイダンス、中学校生活のPRを聞き下校します。その際、登・下校の通学路に、小中学校の側のPTAの人が各所で安全立哨を行ってくれます。地域との連携の上に成り立つ事例の一つです。

これ以外にも特に小学校においては、学校行事のみならず、生活科や総合的な学習の時間における外部講師として、伝統芸能、農業体験、習字・そろばん等の授業に関わったり、業間活動の時間に読み聞かせを行ったりと、その活動内容は多岐にわたっています。

さらに、自治会や育成会が中心となって学校と連動して、体育祭、伝統・伝承行事、一斉清掃、廃品回収といった様々な行事を開催しています。特に、地域のお祭を次世代に繋ぐために、ボランティアの方が学校に出向いてお囃子の指導を行ったり、踊りの指導を行ったりと、地域に根ざした活動にも力を入れています。

以上のような実態に鑑み、学校と地域としての連携を考察すると、本市における「地域とともにある学校づくり」の目指すものは、まさに今以上に地域との連携を維持・継続し、「学校とともにある地域づくり」を高めていくという方向性が確認できます。

2 地域とともにある学校づくりの推進理由

この章では、「地域とともにある学校づくり」の推進理由を施策・法令の面から言及します。

■ (1) 国の施策・法令との関連

「地域とともにある学校づくり」に関連した国の施策がいろいろと出されていますので、年度を追いながら、その施策内容・法令を挙げ、その方向性について記していきます。

平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」において、地域住民の学校運営への参画に関して、学校評議員制度創設の提言が出されました。

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（抜粋）

6 地域住民の学校運営への参画

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものとするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。このような観点から、学校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、またその実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である。

また、学校・家庭・地域社会が連携協力し、相互補完しつつ一体となって子どもの健やかな成長を図るため、各学校においては、P T A活動の活性化や学校区内の各地域における教育懇談会の開催などにより家庭や地域との連携が図られている。今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するためには学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるような仕組みを設けることが必要であり、このような観点から、学校外の有識者等の参加を得て、校長が行う学校運営に関し幅広く意見を聞き、必要に応じ助言を求めため、地域の実情に応じて学校評議員を設けることができるよう、法令上の位置付けも含めて検討することが必要である。

また、学校評議員には、学校運営の状況等を地域に周知することなどにより、学校と地域の連携に資することが期待される。

具体的改善方策

(教育計画等の保護者、地域住民に対する説明)

ア 各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること。また、自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進めること。

(学校評議員の設置)

イ 学校に、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができることとする。

ウ 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

エ 学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うものとする。

(学校評議員の構成)

オ 学校評議員については、学校の種類、目的等に応じて、学校区内外の有識者、関係機関・青少年団体等の代表者、保護者など、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと。

(意見交換の機会の設定等)

カ 校長は、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見を述べ、助言を行い、意見交換をする機会を設けるなど運営上の工夫を講ずること。

この中央教育審議会答申を受けて、平成12年1月に学校教育法施行規則が改正され、学校評議員制度が明文化されました。この規定は、中学校（同規則79条）にも準用されています。

学校教育法施行規則（抜粋）

（学校評議員）

- 第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

平成12年12月には教育改革国民会議の報告書が出され、その提言の中に「コミュニティ・スクール」の概念が登場します。

教育改革国民会議報告書（抜粋）

◎地域の信頼に応える学校づくりを進める

提言

- (1) 保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。
- (3) 学校評議員制度などによる学校運営への親や地域の参加を進める。良い学校になるかどうかはコミュニティ次第である。コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくる。

平成16年3月中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」においては、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方(学校運営協議会の設置)が、より具体的に提言されました。

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」(抜粋)

第2章 地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について

学校は地域社会を基盤として存在するものであり、充実した学校教育の実現には、学校・家庭・地域社会の連携・協力が不可欠である。

これまでも、地域に開かれた信頼される学校づくりを目指して、全国の学校で様々な取組が進められてきた。例えば、平成12年に導入された学校評議員制度は、既に半数以上の学校で導入されている。また、学校側からの動きだけでなく、保護者や地域社会からの学校への働き掛けも活発化してきた。例えば、学校支援のための様々なボランティア活動などの取組も各地で進みつつある。

このような中で、近年、学校と地域社会との連携・協力を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かすという発想が出てくるようになった。平成12年の教育改革国民会議報告においては、「新しいタイプの学校(“コミュニティ・スクール”等)の設置を促進する」という提言が行われ、文部科学省では、平成14年度からモデル校を指定して、新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究を実施している。

(中略)

経済・社会の大きな構造改革の中で、可能な限り地方分権を進め、権限と責任を「現場」に近いところに移していこうとする流れが急激に進んでいる。また、従来は公的部門が単独で担ってきた分野についても、住民等に参画を求め、その力を生かすことによってより良い成果を実現していこうとする動きが顕著となりつつある。特に、文化活動や社会教育の分野においては、近年、各地で特色ある取組が見られるようになっている。公立学校の運営に保護者や地域住民の参画を求めることにより、学校を内部から改革しようという考え方は、このような社会全体の大きな改革の流れの中に位置づけられるものである。

(中略)

各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者や地域においては、学校教育の成果について自分たち一人一人も責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待できる。

(中略)

学校の運営への保護者や地域住民の参画を制度的に保障するための仕組みとして、教育委員会が、地域運営学校の運営について協議を行う組織（「学校運営協議会」という。）を設置することが必要と考えられる。

学校運営協議会は合議制の機関であり、その委員としては、児童・生徒の保護者、地域住民のほか、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が適当と考える者のうちから、当該教育委員会において任命することが適当である。委員の数、構成、委員の任命の手続き、任期、学校運営協議会の議事に関する事項等については、教育委員会規則において定めることになると考えられる。

このような答申を踏まえて平成16年6月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、学校運営協議会は制度化されました。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼んでいます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 (抜粋)

第三節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

平成18年に改正された教育基本法第13条では、地域住民との連携・協力について言及しています。

教育基本法（抜粋）

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

さらに、学校教育法第43条では、教育活動や学校運営の状況に関する情報提供についても言及しています。なお、この規定は中学校（同法49条）にも準用されています。

学校教育法（抜粋）

第43条 小学校は当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともにこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

平成20年3月に示された学習指導要領では、家庭や地域の人々との協力や家庭や地域社会との連携について言及し、同じ校種の学校及び異なる校種との連携・交流の機会について述べ、小中一貫教育の推進についても示唆しています。

学習指導要領総則（抜粋）

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

（小学校）

学校がその目的を達成するために、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（中学校）

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

平成23年7月に学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議から出された「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」では、多様化・複雑化するニーズには、学校の教職員や行政の力だけで対応していくことは困難だと位置付け、地域の人々の支えが必要であると述べています。

また、「地域とともにある学校」という文言が登場し、学校が地域の人々と目標（「子ども像」）を共有することの必要性や義務教育段階を一体的にとらえる「義務教育学校制度」の可能性についても言及しています。

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書（抜粋）

(2) 子どもを中心に据えた学校と地域の連携

子どもの「生きる力」は、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中でよりはぐくまれるものであり、学校のみではぐくまれるものではない。加えて、近年の社会の変化に伴い、多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や行政の力だけで対応していくことは困難となっており、学校が地域社会においてその役割を果たしていくためには、地域の人々（保護者・地域住民等）の支えが必要となってくる。

子どもを育てる中では、保護者は家庭教育の責任者として、地域住民は地域教育の担い手として、それぞれの責任があり、子どもたちをどのように育てていくのかについて、学校に求めるだけでなく、当事者として自分達の持ち場で積極的に関わっていくという意欲が求められる。

子どもたちの豊かな育ちを確保するために、すべての学校が、地域の人々と目標（「子ども像」）を共有した上で、地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校」となることを目指すべきである。また、その際には、小学生から中学生になることで学校生活に戸惑いが生じないように、義務教育段階を一体的に捉え、今以上に小学校と中学校の連携を密にすることも必要である。

平成25年4月に出された教育再生会議第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」においては、「地域とともにある学校づくり」を進めるための方策として、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置を努力目標とし、特にコミュニティ・スクールについては、地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートであると位置づけています。

教育再生会議第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」（抜粋）

3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

- 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。
- 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。

平成25年6月に出された第2期教育振興基本計画においては、その成果指標の中にコミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大するという数値目標があげられています。また、「地域とともにある学校づくり」は、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりだとし、質の高い学校教育の実現を図るには不可欠な概念であり、「地域とともにある学校づくり」を行うためには、コミュニティ・スクールの推進が不可欠であることを述べています。

教育振興基本計画（抜粋）

成果目標 8「互助・共助による活力あるコミュニティの形成」

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

【成果指標】

<初等中等教育・生涯学習関係>

- ①全学区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大

【主な取組】

20-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性のある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。

■ (2) 国の施策の方向性

国の施策を見ていくと、「地域とともにある学校づくり」を目指しているのには、いくつかの理由があることがわかります。開かれた学校の実現、説明責任が求められるという時代背景、学校の抱える多様なニーズへの対応、学校を核にした新しい地域コミュニティの構築、多くの人間との触れ合いによって培われるコミュニケーション能力の育成等が挙げられますが、その背景には、現在の学校や地域、子どもたちを取り巻く環境や、今後の学校を核に据えた新しい地域コミュニティ展開の可能性への示唆があると言えます。

この「地域とともにある学校づくり」を組織的に行う手段として、学校運営協議会制度があります。学校運営協議会制度は、学校運営への保護者や地域住民の参画を保障する仕組みですので、より確かに保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させる方向性が示されており、また学校から地域への情報の発信という効果も期待できるため、学校と地域の双方向による連携が可能になる制度であると言えます。

学校評議員制度の創設により、地域住民の学校運営への参画が明示された後、学校評議員制度をさらに発展させた形式であると捉えることができる学校運営協議会制度を、今後の「地域とともにある学校づくり」の核として期待していることが、一連の国の施策の流れからも理解することができます。

■ (3) 地域とともにある学校づくりの基本理念

「教育は、学校と家庭が両輪となって協働して進めるものである」ということが言われてきましたが、これからの今後の学校を取り巻く多様かつ急激な変容に柔軟に対処するためには、学校・家庭・地域・行政（教育委員会）の四者が一体となって進めていく必要があります。進むべき道には多くの困難が生じるでしょうが、それぞれの立場で子どもたちの未来の幸せのために何ができるのかということを考え、充実した学校教育の実現に向けて努力しなければなりません。

平成25年に出された教育振興基本計画の中でも指摘されているように、少子化による児童生徒数の減少が、教育界のみならず今後の日本という国の在り方を考える上でも重要な課題となっています。国立社会保障・人口問題研究所の報告書によれば、平成22年（2010年）の人口総数は128,057千人ですが、40年後の平成62年（2050年）には97,076千人にまで減少することが予想され、義務教育世代である0～14歳という区分においては16,839千人（平成22年）から9,387千人（平成62年）にまで減少してしまうという予想が立てられています。この現実を直視すると、今後の義務教育自体の在り方を考える必要性が出てくるとともに、学校運営そのものを根本から見直す時期にきていると考えることができましょう。

また、都市化・過疎化の進行、家族形態の変容等により、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、地域社会とのつながりの希薄化が懸念されます。このことは、人々の孤立化を招くとともに、我が国で長い年月をかけて培われてきた様々な文化や規範意識等の次世代への継承が困難になる恐れが生じてきます。

教育の歴史をひも解きますと、江戸時代には武士は藩校で、庶民は寺子屋で教育が行われ、明治維新・文明開化を迎えた明治5年には「学制」が公布され、義務教育が広がりました。本市においても「学制」公布をきっかけに、現在の小学校の前身ともいえる学校が「学舎」等の名称で、地元の寺院内の敷地を中心に誕生しました。小山市史によると、明治一桁の年に開校した学校は、現在の小山第一小・大谷南小・間々田小・下生井小・網戸小・寒川小・豊田南小・豊田北小・穂積小・中小・羽川小・萱橋小・福良小・梁小・延島小の前身にあたる15校にも及びます。現在の市の小学校数は27校ですので、その半数以上が学制の公布を契機に誕生したことになります。これは、当時の人々の教育への熱意が感じられる数字だと言えます。

しかし、学校は当たり前のように存在しているものではありません。それは多くの人々の献身の証であり、皆の思い出の拠り所となる場所だと言えます。少子化等の進展は、脈々と先人から引き継がれてきた地域の学校文化そのものを喪失しかねないものです

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、私たちは未曾有の大災害を体験しました。その体験の中から、様々な教訓を得るとともに、再認識したことがたくさんあります。その一つが学校と地域の関係性であり、地域における学校の重要性です。学校と地域住民とが、どちらかに対して一方的に要求する関係が問い直され、学校と地域が「協働」という概念で互いの関係を構築していくことは、地域に愛される学校を拠点とした地域コミュニティの深化という観点からも、重要であると考えています。

現在、小山市教育委員会では「共創」(きょうそう)をスローガンに「学校づくり」「学級づくり」を進めているところです。この「地域とともにある学校づくり」の理念は、小山市が培ってきた人的な資源の活用を図ることによって、地域とともに学校をよりよくしていく、学校とともに地域をよりよくしていくという「共創」の精神にも当てはまるものです。「地域とともにある学校づくり」は、学校・家庭・地域・行政の四者が手を携えて、10年後、20年後をも見据えた、より強固な「学校づくり」・「地域づくり」を行う、新たな施策であるとも言えます。

また、「地域とともにある学校づくり」の根拠は、本検討委員会の会長佐々木英和(宇都宮大学地域連携教育研究センター准教授)の提唱する「育力」にあると考えます。佐々木は「育力」を「(自ら)育つ力」「(他者に)育ててもらう力」「(他者を)育てる力」の三つに分類し、さらに「個人的育力」と「社会的育力」にわけてとらえています。

当然のことながら、この「育力」は他人との関係性によって構築されるものですから、より多くの人間との触れ合いにより身に付く力であると考えられます。より多くの他者と出会い、コミュニケーションをとることは、より多くのことを学ぶ機会を得ることにつながります。佐々木の考える「他者を育てることによって、社会全体を未来へと引き継ぐべき使命を帯びている」という言葉は、「地域とともにある学校づくり」の核心に迫るものだと言えます。

まさにこの佐々木の提唱する「育力」なる概念は、本市における「地域とともにある学校づくり」の基本理念に合致するとともに、「地域とともにある学校づくり」及び「学校とともにある地域づくり」を推進する道筋を示しているのです。

<参考資料>

「教育方法と教育概念との関係性に関する一考察 — 『育み』の教育学的意義—」

(宇都宮大学教育学部教育実践センター紀要第33号) より抜粋

ここで明確に言えることは、「教育力」といった場合、それが意味するものは「教える力」ではなく「育てる力」とか「育む力」である。「教える力」とは、「育てる力」の手段の一つに位置することはあっても、第一義的ではない。このことは、特に「家庭の教育力」とか「地域の教育力」などの表記が見られる場合には、強く意識すべきであろう。そこで、筆者は、教育が原理的に<育>を主目的とした営みであることを念頭に置き、「育力(=いくりょく)」という造語を提案してみたい。この場合、「社会それ自体が社会を育てていく力」という意味合いがある。つまり、社会には「育力」が備わっている、もしくは備えるべきだという話になる。

(中略)

第一に、「(自ら)育つ力」である。生命体である人間は、こうした力を先験的に内在させていると言える。1 この力は、まさに自ら引き出すとともに自ら高めることが必要なものだが、教育によってこそ引き出されるよう条件整備されるべきものでもある。

第二に、「(他者に)育ててもらふ力」である。社会的存在である人間は、自分だけで独りよがりには育つわけではない。本人の自覚はともかく、周囲から「育ててもらっている」という面が必ずある。他人の話に耳を傾けたり、謙虚な姿勢で相手に接するなりして、他者と関わる力を身につけるべきである。

第三に、「(他者を)育てる力」である。歴史的存在である人間は、まさに自分自身を育てるとともに、他者を育てることによって、社会全体を未来へと引き継ぐべき使命を帯びていると言えよう。人間であれ、文化であれ、社会であれ、自然であれ、他の何であれ、それらの他者を「育てていく」という力量を形成することが必然的に求められてくるのである。

このように「育つ—育ててもらふ—育てる」という「個人的育力」に対して、それらを包含する形で「育む力」としての「社会的育力」が存在している。学力も「育力」の一部として位置づけうる。

(後略)

3 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の概要

この章では「地域とともにある学校づくり」を行う際に、重要なツールの一つであると位置付けられる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の概要について、記していきます。

■ (1) 学校運営に備える機能

「地域とともにある学校づくり」を実現していくためには、学校と地域の人々が相互理解を深め、信頼関係を構築していく必要があります。そのためには、これからの学校運営には、次の三つの機能を備えることが大切であるとされています。この三つの機能をより効果的に働かせるために、学校運営協議会の存在があると言えます。以下は、学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ」によるものです。

- ① 関係者が当事者意識を持って「熟議（熟慮と議論）」を重ねること
（熟議の内容例）
 - ・学校の教育目標（子どもたちに何を身につけさせたいか）
 - ・学校と地域の人々の役割分担（学校は何に責任を持ち、地域の人々は何を行うのか）

- ② 学校と地域の人々が「協働」して活動すること
（参加的な取組の例）
 - ・授業参観、学校行事の公開への参加
 - ・キャリア教育等の教育課題におけるゲスト・ティチャー
（学校を支援する取組の例）
 - ・授業支援や部活動支援
 - ・学校行事の企画や実施への支援 等

- ③ 学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」
（校長に求められる力の例）
 - ・地域マネージャーとして、地域の人々の声や願いを実現させることができる力
 - ・その時々に必要な人たちを集め、人的資源の管理や時間の管理とともにリスク管理を行える力
 - ・学校という学びの場を大切にし、すべての関係者の学びの場として経営できる力。

出典：「学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書」（抜粋）

■ (2) 学校運営協議会の責任と権限

学校運営協議会は、責任と権限をもって意見を述べることで制度的に保障されています。協議会の役割は、校長のリーダーシップと明確な学校経営ビジョンのもと、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させながら、校長と一体となって、もしくは校長を補佐しつつ、児童生徒の健やかな育成について協働しながら責任を果たすことで、よりよい教育の実現を目指すことにあります。学校運営協議会の主な役割として、次の3つが挙げられています。

- 校長が作成する学校運営に関する基本的な承認を行うこと
 - 校長の学校経営ビジョンづくりを支援し、学校と地域が一体となって、教育課程などの教育方針を決めていきます。
- 学校運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べること
 - 広く保護者や地域住民の意見を学校の運営に反映させるため、学校運営について意見を述べるすることができます。
- 学校の教職員の任用に関する事項について、任命権者に対して意見を述べるができること
 - 目指す教育方針を実現させるために「こんな先生に来て欲しい」と教育委員会に意見を述べるすることができます。

参考資料：文部科学省「コミュニティ・スクール事例集」

■ (3) 学校運営協議会制度と学校評議員制度との違い

学校運営協議会は、合議制の機関であって、法律に基づき、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が与えられており、校長は、学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになります。また、学校運営協議会制度には、学校・家庭・地域が共同して学校づくりを行うというねらいがあります。

一方、学校評議員は、学校教育法施行規則に基づき、校長の求めに応じて、個人としての立場で、学校運営に関する意見を述べるものであり、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではないとされています。

以下の学校運営協議会と学校評議員制度を比較した表は、文部科学省の「コミュニティ・スクール設置の手引き」の中に示されている「コミュニティ・スクールをめぐる20のQ&A」から抜粋したものです。

	学校運営協議会制度	学校評議員制度
目的	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。
設置	任意設置	任意設置
位置付け	教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。	校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。個人として意見を求めるものであるが、実際の運営上は学校評議員が一堂に会して意見を交換し合う機会を設ける例がみられる。
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5 ・平成16年9月9日施行 ・教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該学校ごとに、学校運営協議会を置くことができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育法施行規則」第49条 ・平成12年4月1日施行 ・学校評議員は設置者の判断により、学校に置くことができる。
資格要件等	地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者	当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者

	学校運営協議会制度	学校評議員制度
任命	教育委員会が任命する。 ※委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員	校長が推薦し、設置者が委嘱する。
主な内容	以下の具体的な権限を有する。 1 学校の運営に関する基本的な方針について承認する。 2 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し、意見を述べることができる。 3 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。	学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べる。 学校評議員に意見を求める事項は校長が判断する。

出典：文部科学省「コミュニティ・スクール設置の手引き」（抜粋）

平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム（栃木会場）のパネリストを務めた日本大学文理学部の佐藤晴雄は、学校運営協議会と学校評議員の違いを4つの観点から以下のようにまとめています。これは、学校運営協議会の優位性を表す結果だと言えます。

	学校運営協議会	学校評議員
① 対面・情報交換機能	合議体としての会議参加が原則。多様な属性を持つメンバー間での情報交換が可能	原則として合議体ではなく、協議会の場が設定されても会議頻度が低い。
② 協議・意見具申機能	協議会等による意見具申が行える。校長の求めを要しないなど協議会に権限が与えられている。	評議員による個別意見。具申に至るとは限らない。校長の求めがあつて意見を述べるなど権限が弱い。
③ 参画・承認機能	基本方針の承認など権限に一定の強さがある。	承認機能はなく、また合議体ではないことからメンバーの参画意識が弱くなる。
④ 透明化機能	学校運営協議会だよりなど外部関係者に情報提供を行い、またHPなどでコミュニティ・スクールの周知を図る例が多い。	校長とメンバー間の意見交換を原則とするため、必ずしも透明化機能が期待される訳ではない。また、合議体ではないために、たより等による周知活動が期待しにくい。

出典：佐藤晴雄「平成25年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム（栃木会場）パネリスト資料」（抜粋）

4 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の効果・成果

この章では、学校運営協議会制度の効果・成果について言及します。

■（１）話し合われる事項

学校運営協議会制度で主に取り上げられる事項は、次の通りです。学校行事や地域人材の活用といった内容が多く、多くの学校において取り上げられています。教職員に関する事項の割合は低く、例外的な例と捉えることができます。

○学校行事	→	69.6%
○地域人材の活用	→	61.0%
○地域等の協力	→	46.8%
○授業改善	→	32.3%
○教育課程	→	30.4%
○施設設備整備	→	24.9%
○生徒指導	→	22.2%
○苦情対応等	→	14.8%
○学校予算	→	11.0%
○教員の資質改善	→	4.9%
○教員評価	→	3.7%
○校内人事	→	2.8%
○ファンド	→	2.7%
○教員任用	→	1.8%
○教職員定数	→	1.5%

出典：「平成25年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム

（栃木会場）参考資料」（抜粋）

■ (2) 人事に関する意見の実態

学校運営協議会制度の導入をためらう理由の一つに、人事に関する意見を述べるができるという点があります。教職員の任用に関しては、「人事に関する意見」を述べない学校運営協議会、意見を出す前に校長の意見を聞いている例や校長を経由して教育委員会に意見を述べている例など、地域の実情に応じた多様な運用が見られているのが実状です。

以下は、平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進フォーラム（栃木会場）の佐藤の資料によるものですが、学校運営協議会が教職員人事に介入するといったことではなく、学校運営上にプラス働く教職員の配置を要望しているものとなっています。

- 音楽の常勤講師の配置と特別支援学級の新設を要望した。
- 学生ボランティアを採用選考合格後に、教諭として赴任できるよう要望した。
- 教員の異動・転出時期を先に延ばすよう要望した。
- 教頭への昇任に伴い、自校への着任を要望した。
- 算数の指導力がある教師の着任を要望した。
- 社会教育主事有資格者の着任を要望した。

出典：佐藤晴雄「平成25年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム（栃木会場）パネリスト資料」（抜粋）

■ (3) 成果に関する指定校の校長の認識

平成24年3月に文部科学省委託調査研究である「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究」の中間報告がまとめられました。これは自記式アンケート調査であり、4段階（そう思う・どちらかといえばそう思う・どちらかといえばそう思わない・そう思わない）で回答するものです。指定校校長が成果として挙げているものを数値（そう思う・どちらかといえばそう思うの割合）の高い順から列挙すると、以下の通りになります。

ここで注目すべき点は、「児童生徒の学習意欲の高まった」「保護者や地域からの苦情が減った」「いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した」という割合が、4割から5割を示している点です。また、学習意欲や学力の向上についての肯定的な数値を示しているのも特徴の一つと言えます。

○学校と地域が情報を共有するようになった	→ 92.6%
○地域が学校に協力的になった	→ 87.7%
○地域と連携した取組が組織的に行えるようになった	→ 84.0%
○特色ある学校づくりが進んだ	→ 83.0%
○学校に対する保護者や地域の理解が深まった	→ 82.6%
○教職員の意識改革が進んだ	→ 77.4%
○保護者が学校に協力的になった	→ 63.8%
○地域の教育力が上がった	→ 56.3%
○地域が活性化した	→ 51.4%
○児童生徒の学習意欲が高まった	→ 50.5%
○保護者や地域からの苦情が減った	→ 46.5%
○いじめ・不登校・暴力など生徒指導の課題が解決した	→ 42.7%
○児童生徒の学力が向上した	→ 36.2%
○家庭の教育力が上がった	→ 32.8%
○教職員が子供と向き合う時間が増えた	→ 19.8%

出典：岸本哲哉「平成25年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム

（栃木会場）行政説明資料」（抜粋）

■ (4) 短期・中期・長期的効果

佐藤は(3)で示した成果を、指定された年数による数値の差を求め、その効果を短期・中期・長期の三期にわけて分析しています。特に長期的な効果として挙げている項目については、「生徒指導の課題解決」「保護者や地域から苦情が減った」といった現在の学校現場を悩ましている内容が挙げられていることは、注目に値するところです。教職員が多忙感を感じる要因となっている生徒指導や理不尽な要求をする保護者への対応といった内容においても効果が現れるということは、学校現場を悩ませている多忙感解消のための一方策としても、十分にその効力を発揮するものであると考えることができます。

① 短期的効果

- ・ 学校と地域が情報共有
- ・ 学校に対する保護者や地域の理解の深まり
- ・ 教職員の子どもと向き合う時間の確保
- ・ 教職員の意識改革

② 中期的効果

- ・ 保護者や地域による学校支援活動が活発に
- ・ 地域が学校に協力的に
- ・ 特色のある学校づくり
- ・ 地域連携の取組が効果的に
- ・ 家庭の教育力が向上

③ 長期的効果

- ・ 学校が活性化
- ・ 児童生徒の学力向上
- ・ 生徒指導の課題解決
- ・ 地域教育力が向上
- ・ 保護者や地域から苦情が減った
- ・ 適切な教員人事が実現
- ・ 教育課程の改善

出典：佐藤晴雄「平成25年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム
(栃木会場) パネリスト資料」(抜粋)

■ (5) 成果のまとめ

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ」の中では、以下のようにその成果をまとめています。

- ①子どもたちの「生きる力」をはぐくむことができる（地域の望む子ども像の実現）
 - ・多様な人々との交わりの中で、子どもの社会性の育ちなどが生まれる。
 - ・キャリア教育や環境教育など教科横断的な学習課題に対し、多様な視点が入り入れられることにより、豊かな学びが得られる。
 - ・地域の大人からほめられることにより、やる気の向上や重圧からの開放など、心の安寧につながる。
 - ・地域の人々に支えられて学んでいくことで、地域への愛着が芽生える。
- ②職員、保護者、地域住民等がともに成長していく（地域の教育力向上）
 - ・コミュニティ・スクールも学校支援地域本部も、教育や子どもの成長に責任を持つ人たちが増えるプロセスになる。
 - ・様々な関係者との関わりを通じて、教職員、保護者、地域住民等もともに学びあいながら人間的な成長を遂げていく。
 - ・大人たちの成長は、学校、家庭、地域における子どもたちの教育の充実につながる。
- ③学校を核として地域ネットワークが形成される（地域の活力向上）
 - ・地域の人々が結びつき、子どもたちに目が向けられることで、子どもたちにとって安全で安心できる生活環境が生まれる。
 - ・学校への関わりを通じて、地域の人々同士がつながり、保護者も地域住民の一員として地域の活動に関わることで、子どもが学校を卒業した後も保護者が地域に関わっていく流れができれば、地域の活力もあがっていく。
- ④地域コミュニティの基礎力が高まる（地域の礎の構築）
 - ・地域の大人たちが、学びあいを創造していくプロセスを経て、当事者意識をもった市民として、地域づくりの担い手となっていく。
 - ・地域全体としての「生きる力」の高まりや平素からの学校と地域の人々の強いつながりは、震災などの有事の際に「コミュニティの力」として顕著にあらわれる。

出典：学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議報告書（抜粋）

■ (6) コミュニティ・スクールの指定状況

平成17年度からスタートしたコミュニティ・スクールは、17校の指定から始まり、現在では1,570校が指定されています。特に24・25年度の2か年で急増している背景には、コミュニティ・スクールの効果等を含めた認知の度合いが高まってきた証拠だと言えます。

	指定校数	増加数 (前年比)	学校設置者数	都道府県数
平成 17 年 4 月 1 日	17 校		6 市区	4 都府県
平成 18 年 4 月 1 日	53 校	36 校増	1 県 5 市区町	13 都府県
平成 19 年 4 月 1 日	197 校	144 校増	1 県 41 市区町村	25 都府県
平成 20 年 4 月 1 日	341 校	144 校増	2 県 63 市区町村	29 都府県
平成 21 年 4 月 1 日	475 校	134 校増	2 県 72 市区町村	30 都府県
平成 22 年 4 月 1 日	629 校	154 校増	2 県 82 市区町村	31 都府県
平成 23 年 4 月 1 日	789 校	160 校増	2 県 99 市区町村	32 都府県
平成 24 年 4 月 1 日	1,183 校	394 校増	3 県 122 市区町村	38 都道府県
平成 25 年 4 月 1 日	1,570 校	387 校増	4 道県 122 市区町村	42 都道府県

出典：平成 25 年度地域とともにある学校づくり推進フォーラム（栃木会場）

参考資料（抜粋）

5 今後の進め方と課題解決

「地域とともにある学校づくり」という大きな枠組の中には、様々な教育施策がその部分集合として入ってくることになります。この章では、特に関連性が深い小中一貫教育と学校運営協議会について記します。また学校運営協議会制度の効果・成果について言及します。

■ (1) 「地域とともにある学校づくり」と小中一貫教育

「地域とともにある学校づくり」を進める上においては、小中一貫教育との関連性が出てきます。「地域とともにある学校づくり」の「地域」という言葉は、それぞれの学校が関係する地域を指すこととなりますので、関係性が非常に深いと言えます。現在小山市では、平成22年度から4期にわけて義務教育9年間という枠組の中で、児童生徒の「育ち」や「学び」をつなぐといった視点で小中一貫教育の研究を順次進めています。

各学校においては、地域の目指す子ども像を明確化にし、それを具現化するための方策を考えていくことが、「育ち」と「学び」の内容をより具体化し、深化していくことにもつながります。また、地域の資源とも言える、地域人材の活用を図ることは、児童生徒に多様な学びを体験させる契機になるとともに、コミュニケーション能力の育成にも役立つと考えられます。

■ (2) 「地域とともにある学校づくり」と学校運営協議会制度

「地域とともにある学校づくり」を効果的に行うための組織としての存在が、学校運営協議会制度だと言えます。本市においても円滑な導入を図るためにモデル校を指定し、実際の運用を通して得られた成果と課題を確認し、学校・地域への啓発を図りながら拡大を図っていく必要があります。

① 文部科学省委託事業との関連性

本市は、文部科学省の「コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進への取組」に係る委託事業におけるコミュニティ・スクール導入に関する実践研究に関する研究指定を受けています。そのため、小山第一小・豊田北小・梁小の3校を平成25・26年の2か年にわたっての研究指定校に委嘱しました。

1年目の研究内容は3校とも共通したものとし、次の通りになっています。

- ・学校運営協議会の円滑な導入についての検討
- ・学校運営協議会の組織・運営体制づくりについての具体的な検討
- ・学校運営協議会への効果的な参画の在り方についての検討

現在各校において、学校運営協議会設置の準備機関とも言える推進委員会が組織されています。推進委員には日頃から学校運営に協力していただいている方を学校長より推薦していただき、委嘱するに至っています。今後は、選出された会長を中心に、話し合いを進めていきます。

2年目の研究内容は、既存の組織をうまく活用しながら、各校の実情に合わせて地域との具体的な連携を考えていくものになりました。

- ・学校運営協議会を核とした、地域との連携を継続的に発展させるための方法に関する研究

研究2年目に当たる平成26年度は、学校運営協議会に近づけた形で推進委員会を運営することで、成果と課題がより明確になっていきます。その成果をもとに、市としての学校運営協議会設置の全体像を描くとともに、課題解決に向けて条件整備を行っていくことが必要だと考えます。

② 学校運営協議会規則の方向性

検討委員会の中では、今後、市で定める学校運営協議会規則の方向性についても話し合われました。その方向性については、次の通りです。この方向性をもとに、学校運営協議会規則を策定していきます。学校評議員制度からの円滑な移行が目指し、学校現場が混乱をしないように、小山市小・中学校 学校評議員要綱の内容を踏襲できるものは踏襲したのものになっています。

ア 学校の指定

教育委員会では、学校運営協議会の設置を希望する学校長の申請に基づき、学校の保護者や地域住民の意向等を踏まえて学校を指定します。指定期間は3年とし、再指定を可能とします。

イ 委員の構成

委員の総数は10名以内とし、学校長の推薦に基づき、教育委員会が任命します。（学校評議員制度の最大人数と同じ）

ウ 委員の任期

委員の任期は1年間とし、再任を可とします。（学校評議員制度の任期と同じ）

エ 委員の服務等

委員は、特別職の地方公務員として秘密を守る義務が課せられるとともに、ふさわしくない行為、地位利用があった場合には解任されます。

オ 所掌事項

次に掲げる事項について基本方針を作成し、協議会の承認を得るものとします。

- (1) 教育目標及び学校経営計画に関すること
- (2) 教育課程の編成に関すること
- (3) その他校長が必要と認める事項

カ 協議会の運営方法

協議会に会長及び副会長を置きます。会長及び副会長は、当該校の校長を除き、委員の互選により決定します。会議は原則として公開とします。

キ 学校評議員制度等、他の組織との関係

学校運営協議会では、様々な内容について話し合うことが可能となりますので、現在学校に置かれている様々な委員会等の精選化を図るというプラス面の効果が期待できます。また、導入校は学校評議員制度に変えて、学校運営協議会制度に移行することになります。

③ 関連法令の改正・新規制定

新たに学校運営協議会を設置することになると、関連法令の改正や新しく規則を制定する必要が出てきますので、関係する課や財政当局の助言を受けながら進めていくことが必要となります。

- | | | |
|-------------------------------------|-------|------|
| ○小山市立小中学校管理運営規則 | …………… | 一部改正 |
| 学校運営協議会の条文を新たに位置づけます。 | | |
| ○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例 | ……… | 一部改正 |
| 小山市特別職で非常勤のものに、小山市学校運営協議会委員を位置づけます。 | | |
| ○小山市学校運営協議会規則 | …………… | 新規制定 |
| 検討委員会で話し合われた内容を基盤にして、新規に制定します。 | | |

■ (3) 想定される課題の解決に向けた方策

本市においては、「地域とともにある学校づくり」が理想的な形で協働体制を築き、相互の密なる連携のもと、様々な活動を展開していますが、少子化に伴う児童生徒数の減少は、育成会活動や自治会活動に様々な影響をもたらしています。

また、「地域とともにある学校づくり」における有効的な制度であると考えられる学校運営協議会制度はまだ認知度が低く、その成果等においても理解されていないのが実情であると言えます。

検討委員会の中で論議された予想される課題及び解決策に関して、以下のような意見が出されました。主な課題とその解決に関する具体策・方向性を列挙します。

① 自治会・育成会との関係

市街地においては、自治会・育成会に加入しなかったり、地域活動に参加しなかったりする家庭も出ている。また、少子化の影響で、自治会・育成会の中には児童生徒がいなくなってしまうたり、少人数になってしまったという現象も見られるようになってきた。そのため、活動自体に制限が生じ、保護者等への負担増につながっているのが現状である。地域と学校の結びつきを考えると、このような現象に対しては、なんらかの手段を講ずる必要がある。

→ 子どもたちが積極的に地域の行事に参加し、地域の一員としての意識が高まることで、保護者の意識も変わっていくことが予想される。また、少子化の著しい育成会においては、学校区における育成会の再編などの方策をとることにより、ある程度の人数を確保していくことも必要である。

② 学校運営協議会の認知度との関係

学校現場においては「地域とともにある学校づくり」の必要性は感じるとしても、それに付随する学校運営協議会の必要性を感じないのが実情であり、教職員の認知度も低い。

→ 「地域とともにある学校づくり」の必要性や中での学校運営協議会の意義について、理解していただき、普及・啓発に努めていく必要がある。また、文部科学省には、コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）派遣制度があるので、その利用を行うなどして、教職員の研修の機会を計画していくことも必要である。

③ 学校の多忙感との関係

学校現場においては新しい施策が入ってくることにより、負担感が増すのではないかという懸念がある。また、学校の中にはいろいろな委員会が存在しており、日程調整や人選が大変だとも聞いている。また、学校運営協議会は、学校評議員制度と並立して行う新たな制度であるとの印象を受ける場合がある。

→ 学校評議員制度に代わる制度であることを周知していくことが、まずは必要である。先進校の成果の中では、学校運営協議会を設置することにより、各種委員会の精選化につながるという意見もある。生徒指導の課題解決に役立っているという例や保護者や地域から苦情が減ったというような例も見られているため、結果的に多忙感の解消にもつながる施策である可能性があると考えられる。

④ 委員の選出の方向性

学校からの委員を頼まれる際には、役職によって選出されることがある。学校運営協議会の委員を選ぶ際には、日頃から学校行事等において尽力している人や学校運営に関係の深い人たちを選出した方が、効果が上がるのではないかと。

→ 学校の実状をわかっている人たちを選出することは、学校運営協議会においても熟議する上で効果的になると考えられる。また、地域人材を生かすという方向性の中では、地域のことをよくわかっている人が委員になることで、より多くの人たちが学校に協力してもらえ体制づくりにつながるものと考えられる。

⑤ 予算措置の関係

地域とともにある学校づくりを進めていくと、学校ボランティアの数が増加することが今後予想されるため、安心して学校に協力してもらえ方策を考えていくべきである。

→ 保険加入等の予算化を行うなど、本人のみならず学校関係者が安心してボランティアをお願いできる体制づくりを行っていく必要がある。

⑥ 学校運営協議会設置の方向性

学校運営協議会制度は学校と地域を結ぶ有効な手立てであることは理解できるが、地域と一言で表現しても、各地域によって実情が異なっているのが現状である。本市においては、画一的に導入することは難しいのではないかと。

→ 先駆的な役割を果たす学校からの導入を進め、その後徐々に広がりを見せるようなスタイルが本市の実情にはマッチするものと考えられる。

(4) 仕組や制度を整える意義

本検討委員会では、現在の小山市においては社会教育環境が非常に充実しており、学習環境が整っていることを再認識することができました。また、小・中学校における「地域とともにある学校づくり」が、自治会、育成会、PTA等の協力のもとで十分に行われていることも確認することができました。

今後の展開としては、今ある現状を真摯にとらえ、さらに高いレベルに押し上げていくために、柔軟に組織の再編を考えていくことや地域人材の発掘を図りながら、地域の方々が、学校に足を運んでいただけるような雰囲気作りや仕組・制度作りに着手していく必要があります。

子どもたちに対して質の高い教育を実現するためには、教職員がチームとして力を発揮することはもちろんですが、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図るとともに、教職員、保護者、地域住民が、手を携えながら子どもたちを育てていくことが大切です。そのためにも地域の皆様の協力なしには、充実した活動や十分な成果を望むことはできません。

地域が学校の応援団としての機能を果たし、行政側も学校の要望を側面から支えていくという意味では、学校運営協議会の果たす役割は大きなものがあります。学校運営協議会という仕組は、学校運営における地域との結びつきや学校と地域の協働体制をより強固にする制度であると考えられます。

資料-1 小山市地域とともにある学校づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校と地域の連携による学校づくり（以下「地域とともにある学校づくり」という。）を推進するため、学校と地域の連携の在り方及び学校運営協議会制度についての調査検討を行う小山市地域とともにある学校づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 学校と地域の連携の在り方の調査検討に関すること。
- (2) 学校運営協議会制度の調査検討に関すること。
- (3) その他地域とともにある学校づくりに関する必要な事項

(組織等)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものの中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) P T Aの代表者
- (3) 自治会の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(会長の職務等)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、地域とともにある学校づくりに関する提言がなされたときにその効力を失う。

資料-2 検討の経緯

提言書の検討にあたっては、平成25年1月～平成26年1月までの間に、合計7回の「小山市地域とともにある学校づくり検討委員会」を開催しました。

■ 小山市地域とともにある学校づくり検討委員会における検討内容

年 月 日		内 容
平成25年 1月29日 (火)	委嘱式	委嘱状交付式 教育長挨拶
	第1回	委員・事務局自己紹介 会長・副会長選出 趣旨説明
3月 7日 (木)	第2回	地域にとっての学校の在り方
6月24日 (月)	第3回	地域とともにある学校づくり基本方針(案)の検討
8月26日 (月)	第4回	学校運営協議会規則(案)の検討 コミュニティ・スクールの可能性についての検討
10月31日 (木)	第5回	学校運営協議会規則(案)の再検討 地域とともにある学校づくりに関する提言書構想案の検討
12月 9日 (月)	第6回	地域とともにある学校づくりに関する提言(第一案)の検討
平成26年 1月10日 (金)	第7回	地域とともにある学校づくりに関する提言(最終案)の検討

資料-3 小山市地域とともにある学校づくり検討委員会委員名簿

任期：平成25年1月29日～平成26年3月31日

【五十音順】

		氏 名	所 属
1	◎委員	佐々木英和	宇都宮大学生涯学習教育研究センター准教授 (～平成25年3月31日) 宇都宮大学地域連携教育研究センター准教授 (平成25年4月1日～)
2	○委員	池澤 勤	豊田公民館社会教育指導員
3	委員	青木 勇樹	小山第一小学校校長・小山市校長会会長
4	委員	大関 幸司	小山市自治会連合会副会長 (大谷地域)
5	委員	大塚 克己	小山市自治会連合会会長 (小山地域)
6	委員	柿崎 全良	小山市自治会連合会副会長 (桑絹地域)
7	委員	齋藤 榮一	小山市自治会連合会副会長 (間々田地域)
8	委員	篠原 長治	小山市自治会連合会副会長 (美田地域)
9	委員	須藤 悦子	大谷南小学校校長
10	委員	関 悟	大谷南小学校PTA会長 任期:平成25年6月24日～平成26年3月31日
11	委員	高橋 亨	豊田北小学校校長
12	委員	館野 希	前大谷中学校PTA副会長 任期:平成25年1月29日～平成25年6月23日
13	委員	中島 利雄	下生井小学校校長
14	委員	箕浦 良俊	前桑中学校校長・前小山市校長会会長 任期:平成25年1月29日～平成25年6月23日
15	委員	森 裕子	前梁小学校PTA副会長
16	委員	山本 源一	絹中学校校長 任期:平成25年6月24日～平成26年3月31日

会長は◎、副会長は○

小山市地域とともにある学校づくりに関する提言書

平成26年3月

小山市地域とともにある学校づくり検討委員会

事務局 小山市教育委員会教育総務課